

17生畜第2501号
平成18年1月27日

指定生乳生産者団体長 殿

農林水産省生産局長

「指定生乳生産者団体の受託規程について」の一部改正について

このことについて、今般、生乳受託販売を取り巻く情勢の変化、昨年3月に公表した「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づく集送乳の合理化の推進、食品衛生法の改正に基づくポジティブリスト制の導入等を踏まえ、「指定生乳生産者団体の受託規程について」（平成13年2月28日付け12生畜第847号農林水産省生産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、参考とされたい。

また、貴職におかれては、貴団体の会員である農業協同組合連合会等及びその会員である単位農協等（以下「会員等」という。）に対し、貴団体の受託規程を参考とするよう指導するとともに、特に、乳質規格の基準については貴団体の受託規程に定める基準に会員等が統一するよう取り組まされたい。

なお、本通知を踏まえ、貴団体の受託規程を改正するに当たっては、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年6月2日法律第112号）に基づく手続きによることを申し添える。

(別紙)

模範受託規程例

〇〇地域(〇〇県(都道府))指定生乳生産者団体〇〇農業協同組合連合会生乳受託規程

この会が行う生乳受託販売(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「法」という。)第5条の生乳受託販売をいう。以下同じ。)の業務及び法第12条第1項の規定による生産者補給金の交付の事務は、この会の定款に定めるもののほか、この規程の定めるところにより行うものとする。

第1章 生乳受託販売に係る受託の業務

(委託を受ける生乳の範囲)

第1条 この会は、〇〇地域(〇〇県、〇〇県及び〇〇県の区域をいう。以下同じ。)

(〇〇県(都道府)の区域内)において、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品(以下「農薬等」という。)を適正に使用して生産された生乳(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第2条第2項に規定する生乳をいう。以下同じ。)について、生乳受託販売に係る委託を引き受けるものとする。ただし、他の指定生乳生産者団体(法第5条の指定生乳生産者団体をいう。以下同じ。)から委託を受ける場合又は特別の事情があると認められる場合には、〇〇地域外(他の都道府県の区域内)において生産された生乳についても、委託を受けることができるものとする。

2 この会は、生乳受託販売に係る委託を受ける生乳の安全性を確保するため、この会に生乳受託販売に係る委託をする者(以下「委託者」という。)に対して、生乳の生産に関する農薬等の使用の記録及びその保管の措置を講じることを求め、また、必要に応じて当該措置に係る改善を行うことを求めるものとし、当該措置が講じられない場合又は改善されない場合は、当該委託者の生乳の委託を受けないものとする。

3 この会は、委託者に対し、農薬等の適正な使用について確認するための検査を実施することができるものとする。

(委託の原則)

第2条 この会は、委託者が出荷し又はその取り扱う生乳を特別の条件を付さずにこの会に委託する場合でなければ、生乳受託販売に係る受託を引き受けないものとする。ただし、特別の事情がある場合であって、生乳取引の公正及び安定と集送乳の合理化を阻害しないものと認められるときは、この限りでない。

(生乳受託契約の締結)

第3条 この会は、生乳受託販売に係る委託の引受けについては、原則として別記1の生乳受託契約例により、委託者と生乳受託販売に係る委託に関する契約（以下「生乳受託契約」という。）を締結してするものとする。

(生乳受託契約の期間)

第4条 生乳受託契約の期間は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（以下「年度」という。）とする。ただし、特別の事情によりやむを得ないと認められるときは、1年度内において1年より短い期間を定めることができる。

(生乳委託計画の提出)

第5条 この会は、毎年度、当該年度開始〇月前までに、当該年度に係る年間生乳委託計画を、毎月、その前月〇日までに当該月に係る月間生乳委託計画を、それぞれ委託者から徴収するものとする。

2 毎年度の年間生乳委託計画においては、当該年度内における四半期別の委託見込生乳数量、その基準日量及び委託に係る生乳の販売についての希望等を記載するものとし、毎月の月間生乳委託計画においては、当該月における委託予定生乳数量及びその基準日量を記載するものとする。

(委託者に対し支払う生乳の代金の算定の方法)

第6条 この会は、毎月、その月にこの会が生乳受託販売に係る委託を受けて販売した生乳の数量及び品質規格に応じてあん分する方法により、委託者ごとに、その月の委託者に対して支払う生乳の対価を算定するものとする。

2 前項の規定に関わらず、生乳受託販売に係る委託を受けた生乳のうち当該委託を受けた月内に販売ができなかったものについては、この会が別に定めるところにより、暫定的に生乳の対価を算定することができるものとする。この場合において、当該生乳が販売されたときは、速やかに対価の算定及び精算を行うものとする。

3 この会は、前2項の規定により算定された委託者ごとに支払う生乳の対価から、集送乳経費、検査経費その他生乳受託販売に伴い必要となる経費及び手数料を、委託を受けた生乳の数量に応じてあん分することを原則として、この会が別に定める基準に基づき控除することができるものとする。

4 この会は、第19条第1項の生乳受託販売委員会の意見を聴いて、生乳取引の公正及び安定を図るための措置を講ずるために必要な経費等を、委託者ごとに支

払う生乳の対価から控除することができるものとする。

(受託生乳の品質規格)

第7条 前条第1項の品質規格は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則(以下「規則」という。)第2条に規定する規格のほか、次に掲げるもののうち、別に定めるものとする。

- 一 脂肪率、無脂乳固形分率等生乳の成分に関する乳質規格
- 二 細菌数、体細胞数等生乳の衛生に関する乳質規格

(受託生乳の検査)

第8条 生乳受託販売に係る委託を受ける生乳又は委託を受けた生乳の検査については、前条の品質規格並びに抗生物質及び化学的合成品たる抗菌性物質については、この会が別に定める頻度、方法等により、検査の効率化及び地域の事情を勘案してこの会が指定する検査機関において実施するものとする。

(受託生乳の集乳)

第9条 生乳受託販売に係る委託を受ける生乳の集乳業務は、原則として、この会が実施するものとする。ただし、この会が委託者に委託する場合にあっては、委託者との間において業務委託契約を締結するものとする。

2 前項の集乳業務における生乳の受渡場所は、この会の定めるところによる。

(受託生乳の代金の支払方法)

第10条 この会は、第6条の規定により算定した毎月の生乳の代金を翌月の○日までに○○県(都道府)信用農業協同組合連合会、農林中央金庫等に設けられた委託者の口座に払い込む方法により、支払うものとする。ただし、委託者が別の方法によることを希望したときは、その方法により支払うことができるものとする。

第2章 生乳受託販売に係る販売の業務

(生乳受託販売計画)

第11条 この会は、毎年度、当該年度開始前に当該年度に係る生乳受託販売計画を、第5条第1項の規定により委託者が提出した毎年度の年間生乳委託計画とこの会と取引をする者(以下「取引先」という。)及びこの会の委託を受けて生乳受託販売を行う全国の区域を地区とする農業協同組合連合会(以下「再委託先全国連」という。)から徴収した取引希望生乳数量、再委託先全国連の受託予定生乳数量等を基礎として作成するものとする。

2 生乳受託販売計画においては、当該年度内における四半期別の取引先ごとの取

引予定生乳数量、再委託先全国連ごとの委託に係る生乳の予定数量、委託者ごとのその委託に係る生乳の搬入先等を定めるものとする。

- 3 生乳受託販売計画は、生乳生産量の地域的分布、乳業施設の配置の状況及び生乳の輸送条件等を勘案して生乳取引の公正及び安定を確保し並びに集送乳の合理化に資するよう定めるものとする。

(生乳取引契約及び生乳全国連再委託販売契約の締結)

第12条 この会は、生乳受託販売に係る生乳の販売については、生乳受託販売計画に従い、取引先と原則として別記2の生乳取引契約例により、生乳受託販売に係る販売に関する契約（以下「生乳取引契約」という。）を、再委託先全国連と原則として別記3の生乳全国連再委託販売契約例により、生乳受託販売に係る全国連への再委託に関する契約（以下「生乳全国連再委託販売契約」という。）を、それぞれ締結してするものとする。

(販売価格の約定の方法)

第13条 この会は、生乳受託販売に係る生乳の販売価格については、法第2条第1項の加工原料乳（以下「加工原料乳」という。）と加工原料乳以外の生乳（以下「飲用等向生乳」という。）とに区分して、そのそれぞれにつき別の価格を約定するものとする。この場合において必要があると認めるときは、飲用等向生乳をさらに用途に応じて区分し、その区分ごとに価格を約定するものとする。

- 2 前項の場合における加工原料乳の数量は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（以下「令」という。）第5条第2項前段の規定により都道府県知事が算出する同項第1号に掲げる数量に基づき定めることとする。この場合において、飲用等向生乳をさらに用途に応じて区分してその区分ごとに価格を約定しているときには、それぞれの価格の適用される数量については、「加工原料乳数量認定等事務実施要領」（平成13年8月10日付け13生畜第2060号農林水産省生産局長通知）の第7に基づき都道府県知事が用途に応じた区分ごとに確認する数量又はこの会と取引先との協議により定める方法により算定される数量とする。

(販売生乳の送乳)

第14条 取引先に販売し、又は再委託先全国連に販売を委託する生乳受託販売に係る生乳（以下「販売生乳」という。）の送乳業務は、原則としてこの会が実施するものとする。

- 2 前項の販売生乳の受渡場所は、原則として乳業工場とする。

(規格及び検査)

第15条 販売生乳の格付けについては、規則第2条に規定する規格及び脂肪率等

品質の格差によるものとする。

- 2 販売生乳の検査については、この会と取引先又は再委託先全国連とが協議して定めるところによるものとする。

(生乳取引契約及び生乳全国連再委託販売契約の期間)

第16条 生乳取引契約及び生乳全国連再委託販売契約の期間は、原則として1年度とする。ただし、この会と取引先又は再委託先全国連との協議に基づき、1年度内において1年より短い期間を定めることができる。

第3章 生産者補給金の交付の業務

(生産者補給金の交付)

第17条 この会は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から生産者補給交付金の交付を受けたときは、法、令及び規則の規定並びに機構が定める生産者補給交付金交付要綱及びこれに基づいて生産者補給交付金の交付の決定の際に付される条件に従い、当該生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、委託者に対し、その委託に係る生乳の数量（〇〇地域以外の地域（他の都道府県の区域内）における生産に係るもの及び他の指定生乳生産者団体の委託を受けて行う生乳受託販売に係るものを除き、法第5条の生産者積立金契約を締結した生産者の生産に係るものに限る。）を基準として交付するものとする。

(生産者補給金の経理)

第18条 この会は、生産者補給金の経理については新たに勘定科目を設定して行うものとする。

第4章 生乳受託販売委員会

(生乳受託販売委員会)

第19条 この会に、生乳受託販売の業務に関する重要事項を調査審議させるため、生乳受託販売委員会を置く。

- 2 生乳受託販売計画の作成その他生乳受託販売に関する重要事項については、生乳受託販売委員会の意見を聴かなければならない。

(生乳受託販売委員会の組織)

第20条 生乳受託販売委員会は、委員〇〇名以内で組織する。

- 2 委員は、この会の会長並びにこの会に生乳受託販売に係る委託を行っている生

乳生産者の団体の代表者、当該代表者が推薦する者及びこの会の理事のそれぞれのうちから会長の任命する者とする。

3 生乳受託販売委員会の会長は、この会の会長がこれに当たる。

4 この条に規定するもののほか、生乳受託販売委員会の運営に関し必要な事項は、生乳受託販売委員会において定める。

第5章 生乳受託販売等に係る情報の開示

(生乳受託販売等に係る情報の開示)

第21条 この会は、生乳取引の公正及び安定を確保するため、すべての取引先と生乳取引契約を締結したときは、遅滞なく、用途に応じた区分ごとの生乳受託販売に係る生乳の価格、販売見込数量等生乳取引契約の概要を委託者及び生乳受託販売に係る生乳を生産した者に開示するとともに、毎月、用途に応じた区分ごとの生乳受託販売に係る生乳の価格、販売数量等についても開示するものとする。

2 この会は、集送乳の合理化に資するため、「集送乳の合理化の推進について」(平成17年5月17日付け17生畜第459号農林水産省生産局長通知)の1の(1)の②によりこの会が別に定めた推進計画に基づき、会員ごとの基本乳価、生産者へ至るまでの集送乳等経費の内訳等の開示を行うものとする。

第6章 雑則

(台帳の整理)

第22条 この会は、乳業工場別出荷台帳、再委託先全国連別出荷台帳、委託者別出荷台帳、乳代受払台帳、補給金受払台帳その他生乳受託販売の業務に必要な台帳を作成し整備しておくものとする。

(細則)

第23条 この会は、この規程に定めるもののほか、生乳受託販売の業務の運営、生産者補給金の交付の事務の執行及び生乳受託販売等に係る情報の開示に関し、必要な事項について細則を定めることができる。

(受託規程の変更)

第24条 この規程の変更は、生乳受託販売委員会の意見をきいた上、総会の議決を経て行うものとする。

附則

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

[別記1]

生乳受託契約例

〇〇地域（〇〇県(都道府)）指定生乳生産者団体〇〇農業協同組合連合会（以下「甲」という。）と〇〇農業協同組合（連合会）（以下「乙」という。）との間において、生乳受託販売に係る委託に関し、次のとおり契約する。

（委託を受ける生乳の範囲）

第1条 乙は、甲の生乳受託規程を承認の上、乙の取り扱う生乳の全量を、特別の条件を付さずに、甲に生乳受託販売に係る委託をするものとする。

2 甲は、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）を不適正に使用して生産された生乳については、生乳受託販売に係る委託を受けないものとする。この場合において、甲は乙に対し、農薬等の適正な使用について確認するための検査を実施することができるものとする。

3 甲は、生乳受託販売に係る委託を受ける生乳の安全性を確保するため、乙に対して、生乳の生産に関する農薬等の使用の記録及びその保管の措置を講じることを求め、また、必要に応じて当該措置に係る改善を求めるものとし、講じられない場合又は改善されない場合は、乙の生乳の委託を受けないものとする。

（委託予定生乳数量）

第2条 乙は、毎年度、当該年度開始〇月前までに、四半期別の委託見込生乳数量及びその基準日量を記載した当該年度に係る年間生乳委託計画を甲に提出するものとする。

2 乙は、毎月〇日までに、翌月に係る生乳委託予定数量及びその基準日量を記載した月間生乳委託計画を甲に提出するものとする。

3 甲は、前2項の計画が生乳需要予測と著しく乖離していると認める場合は、当該計画に記載された生乳委託予定数量の見直しを求めることができるものとする。

（受託生乳の代金の支払い）

第3条 甲は、毎月、甲の生乳受託規程（以下「受託規程」という。）第6条の規定に基づき、乙について生乳の代金を計算する。この場合、受託規程第6条第1項の品質規格については別表1により、同条第3項及び第4項の経費については、それぞれ別表2及び3によるものとする。

2 前項で計算した生乳の代金は、翌月の○日までに、○○に乙が設ける口座に払い込む方法により支払うものとする。

(受託生乳の集乳)

第4条 甲が乙から委託を受ける生乳の集乳業務は、○○が実施する。

〔 第4条 甲が乙から委託を受ける生乳の集乳業務は、甲と○○の間において、別に締結する業務委託契約に基づき、甲の委託を受けて○○が実施する。 〕

2 甲が乙から委託を受ける生乳の受渡しの場所は、甲の指定する○○とする。

3 乙は、生乳受託販売に係る委託をする生乳について、甲に受渡しを行おうとするときは、その受渡し前に、受託規程第8条の検査のうち必要なものを受けなければならないものとする。

(販売生乳の送乳)

第5条 甲が、乙から委託を受けて取引先に販売し、又はこの会の委託を受けて生乳受託販売を行う全国を地区とする農業協同組合連合会に販売を委託する生乳の送乳業務は、甲が実施する。

(生乳の検査)

第6条 受託規程第8条の検査の頻度、方法及び検査機関については、甲が定めるところによるものとする。

(契約の期間)

第7条 この契約の有効期間は、平成○年4月1日から平成○年3月31日までとする。

2 この契約の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲又は乙から相手方に対し契約の更新を拒絶し、又は条件を変更するのでなければ契約を更新しない旨の意思表示をしないときは、有効期間満了の際にこの契約と同一条件で新しい契約を結んだものとみなすものとする。

(契約の変更)

第8条 この契約は、契約有効期間中においても、甲又は乙から変更の申入れがあった場合には、甲乙合意の上、変更することができるものとする。

(損害賠償)

第9条 故意又は過失によりこの契約に違反して相手方に損害を与えた者は、損害賠償の責任を有するものとする。

(その他)

第10条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 この契約又はこれに付随する取決めの全部又は一部につき疑義を生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。また、この契約又はこれに付随する取決めについて、甲乙両者の間に紛争が生じたときは、甲乙両者とも誠意をもってその解決に当たるものとする。

(還元脱脂乳)

第12条 甲は、乙の提出する還元脱脂乳使用計画に基づき、乳業者より購入した子牛飼料用脱脂乳を乙に売り渡すものとする。

2 前項の子牛飼料用脱脂乳の価格は、甲が乳業者より購入した価格に基づいて定める価格とする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

甲 〇〇地域(〇〇県(都道府))指定生乳生産者団体〇〇農業協同組合連合会
会長理事 〇〇〇〇 印

乙 〇〇農業協同組合(連合会)
組合長(連合会会長)理事〇〇〇〇 印

別表1 受託生乳の品質規格

品質規格		格差	格差金
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則第2条に規定する規格に適合するもの。	脂肪率	〇〇%±〇%	±〇円
	無脂乳固形分率	〇〇%±〇%	±〇円〇〇円
	細菌数	〇万個/ml以下	
		〇～〇万個/ml	〇〇円
		〇万個/ml以上〇万個/ml	▲〇〇円
	体細胞数	〇万個/ml以下	〇〇円
		〇～〇万個/ml	〇〇円
		〇万個/ml以上〇万個/ml	▲〇〇円
	〇〇	〇〇	〇〇円
	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則第2条に規定する規格に適合しないもの。		〇〇円

別表2 受託規程第6条第3項の経費

費目	販売手数料	集送乳経費			検査経費	その他受託販売に必要な経費	
		集乳経費	送乳経費	CS維持費		〇〇	〇〇
単価	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	

※従量制にあつては%、従価制にあつては円（銭）
 ※実費精算の場合に当たっては、その旨を明記する。

別表3 受託規程第6条第4項の経費

費目	季節別加算金	良質乳生産奨励金	とも補償拠出金	需給調整拠出金	消費拡大拠出金	〇〇
単価	別紙	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

※従量制にあつては%、従価制にあつては円（銭）

[別記2]

生乳取引契約例

生乳の供給者〇〇地域（〇〇県（都道府））指定生乳生産者団体〇〇農業協同組合連合会（以下「甲」という。）と生乳の需要者〇〇〇（以下「乙」という。）との間において生乳の取引に関し、次のとおり契約する。

（生乳の売買）

第1条 甲は、甲の生乳受託規程に定めるところによりその行う生乳受託販売に係る生乳を乙に販売するものとし、乙はこれを購入するものとする。

（取引数量）

第2条 生乳の取引数量は、別表1で定めるところとする。

2 甲は、毎月〇〇日までに、翌月の供給予定生乳数量を乙に通知するものとする。

（価格）

第3条 生乳の取引価格は、乙の〇〇乳業工場渡しの用途に応じた区分ごとの価格とし、別表2で定めるところによるものとする。

（生乳代金の算定）

第4条 取引生乳の代金は、別表2の用途の欄の区分ごとの各月の取引生乳の数量に同表の価格の欄に掲げるそれぞれの区分に対応した価格を乗じて算出した金額を合計して得た金額（《別表2で消費税を含まないとしている場合》に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えて得た金額）とする。この場合において、同表の用途の欄の各区分ごとのその月の取引生乳の数量のうち加工原料乳の数量は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第5条第2項前段の規定により都府県知事が甲について算出する同項第1号に掲げる数量とし、加工原料乳以外の生乳の数量は、「加工原料乳数量認定等事務実施要領」（平成13年8月10日付け13生畜第2060号農林水産省生産局長通知）の第7に基づき都府県知事が用途に応じた区分ごとに確認する数量又は甲乙協議して定める方法により算出される数量とする。

（生乳代金の支払い）

第5条 乙は、甲に対し、前条の規定により算出した各月の取引生乳の代金を、毎月、その月の翌月の〇日までに甲乙協議して定める方法により支払うものとし、乙がその日までに支払わないときは、乙は、甲に対し、その日の翌日から支払いをする日までの期間につき、日歩〇銭の割合をもって計算した遅延利息を支払う

ものとする。

(受渡しの場所)

第6条 生乳の受渡しの場所は、乙の〇〇乳業工場とする。

(生乳の品質規格及び検査)

第7条 生乳の格付けは、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則第2条に規定する規格及び脂肪率等品質の格差によるものとする。

2 生乳の検査の実施機関、検査の方法、検査の場所及び検査に要する費用の負担については、甲乙協議の上、定めるものとする

(契約の期間)

第8条 この契約の有効期間は、平成〇年4月1日から平成〇年3月31日までとする。

2 この契約の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲又は乙から相手方に対し、契約の更新を拒絶し、又は条件を変更するのなければ契約を更新しない旨の意思表示をしないときは、有効期間満了の際にこの契約と同一条件で新しい契約を結んだものとみなすものとする。

(契約の変更)

第9条 この契約は、有効期間中においても甲又は乙から変更の申入れがあった場合には、甲乙合意の上、変更することができるものとする。

(紛争の処理)

第10条 この契約又はこれに付随する取決めの全部又は一部につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

2 この契約又はこれに付随する取決めについて甲乙両者の間に紛争が生じたときは、甲乙両者とも誠意をもってその解決に当たるとともに、当該紛争に係る生乳等の生産者の住所地を管轄する〇〇県（都道府）知事に酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第20条のあっせん又は調停を申請し、速やかにその円満な解決に努めるものとする。

(損害賠償)

第11条 故意又は過失によりこの契約に違反して相手方に損害を与えた者は、損害賠償の責任を有するものとする。

(その他)

第12条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(還元脱脂乳)

第13条 乙は、甲の提出する還元脱脂乳購入計画に基づき、別表3で定める価格により子牛飼料用脱脂乳を甲に売り渡すものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

甲 〇〇地域(〇〇県(都道府))指定生乳生産者団体〇〇農業協同組合連合会
会長理事 〇〇〇〇 印

乙 〇〇乳業株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

注) 権利義務の譲渡、取引停止契約の解約、契約の解除、債権の保全等に関しては、必要に応じて、この契約書に適宜定めるものとする。

別表1～3 [略]

[別記3]

生乳全国連再委託販売契約例

〇〇地域（〇〇県（都道府））指定生乳生産者団体〇〇農業協同組合連合会（以下「甲」という。）と全国〇農業協同組合連合会（以下「乙」という。）との間において、生乳受託販売に係る乙への再委託に関し、次のとおり契約する。

（生乳の全国連再委託販売）

第1条 甲は、甲の生乳受託規程に定めるところにより、乙に生乳受託販売に係る委託をするものとし、乙はこれを引き受けるものとする。

（全国連再委託販売生乳の予定数量）

第2条 前条に規定する委託をして行う生乳受託販売に係る生乳（以下「全国連再委託販売生乳」という。）の数量は、別表1で定めるところとする。

2 甲は、毎月〇〇日までに、翌月の全国連再委託販売生乳の予定数量を乙に通知するものとする。

（価格）

第3条 全国連再委託販売生乳の販売価格は、乙の指定する〇〇乳業工場渡しの用途に応じた区分ごとの価格とし、別表2で定めるところによるものとする。

（生乳代金の算定）

第4条 全国連再委託販売生乳の代金は、別表2の用途の欄の区分ごとの各月の全国連再委託販売生乳の数量に同表の価格の欄に掲げるそれぞれの区分に対応した価格を乗じて算出した金額を合計して得た金額（《別表2で消費税を含まないとしている場合》に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えて得た金額）とする。この場合において、同表の用途の欄の各区分ごとのその月の全国連再委託販売に係る生乳の数量のうち加工原料乳の数量は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第5条第2項前段の規定により都府県知事が甲について算出する同項第1号に掲げる数量とし、加工原料乳以外の生乳の数量は、「加工原料乳数量認定等事務実施要領」（平成13年8月10日付け13生畜第2060号農林水産省生産局長通知）の第7に基づき都府県知事が用途に応じた区分ごとに確認する数量又は甲乙協議して定める方法により算出される数量とする。

（生乳代金の支払い）

第5条 乙は、甲に対し、前条の規定により算出した各月の全国連再委託販売生乳の代金を毎月、その月の翌月の〇日までに甲乙協議して定める方法により支払う

ものとし、乙がその日までに支払わないときは、乙は、甲に対し、その日の翌日から支払いをする日までの期間につき、日歩〇銭の割合をもって計算した遅延利息を支払うものとする。

(手数料)

第6条 甲は、全国連再委託販売に関し、手数料として、第5条の規定により算出した各月の全国連再委託販売生乳の代金の〇パーセントを毎月、その月の翌月の〇日までに甲乙協議して定める方法により乙に支払うものとする。

(受渡しの場所)

第7条 全国連再委託販売生乳の受渡しの場所は、乙の指定する〇〇乳業工場とする。

(生乳の品質規格及び検査)

第8条 全国連再委託販売生乳の格付けは、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則第2条に規定する規格及び脂肪率等品質の格差によるものとする。

2 全国連再委託販売生乳の検査の実施機関、検査の方法、検査の場所及び検査に要する費用の負担については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(契約の期間)

第9条 この契約の有効期間は、平成〇年4月1日から平成〇年3月31日までとする。

2 この契約の有効期間満了の日の2カ月前までに、甲又は乙から相手方に対し契約の更新を拒絶し、又は条件を変更するのなければ契約を更新しない旨の意思表示をしないときは、有効期間満了の際にこの契約と同一条件で新しい契約を結んだものとみなすものとする。

(契約の変更)

第10条 この契約は、契約有効期間中においても、甲又は乙から変更の申入れがあった場合には、甲乙合意の上、変更することができるものとする。

(損害賠償)

第11条 故意又は過失によりこの契約に違反して相手方に損害を与えた者は、損害賠償の責任を有するものとする。

(その他)

第12条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 この契約に関して、甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

甲 〇〇地域（〇〇県（都道府））指定生乳生産者団体〇〇農業協同組合連合会
会長理事 ○ ○ ○ ○ 印

乙 全国〇農業協同組合連合会
会長理事 ○ ○ ○ ○ 印

別表1・2 [略]